

○ 報告事項

1. 自治会定例会

1) 日帰りバス旅行

6 月 17 日（日）石和温泉

2) 事務局について

事務局検討事項

パソコン、コピー機、ロッカー、シュレッダーの選定と購入費用等（西野さん説明）

3) 「班長以上の役員会」設置

・ 総会で決定した班長の役員会への参加推進及び自治会会則と実態との事離をなくすため、審議して決定する機関です。（細則 2）

【細則 2】 会則の変更は総会又は臨時総会もしくは班長以上の役員会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

・ 「班長以上の役員会」はこれまで開催された事例がないため、運営方法等については「班長以上の役員会」で審議して会長が定めることとします。（細則 4）

【細則 4】 本会は会則に定めるほか、本会の運営に必要な事項の細則は役員で審議のうえ会長が別に定める。

【議論のポイント】

- (1) 自治会総会で提起された「会則 第 7 条 会長及び役員の任期は 2 ヶ年とし、会員の中より選出し承認を得るものとする」を遵守に対して、「再任を妨げない」という事項を追加したい
- (2) 「総会」もしくは「臨時総会」を開催せず、会則を修正する方法に「細則 2」と「細則 4」を悪用
- (3) 「班長以上の役員会」とすることにより、「外郭団体」を排除できる
- (4) また、過去の役員経験者で同様の意見を持つものも排除でき、強引に採択できる
- (5) 異論を唱えるも、何故か会計部長が、独自の論理で押し通す
- (6) 6 月度の定例会をこれに変えようとしたが、外郭団体が参加してしまうため、定例会は別途「7 月 1 日」に開催されることとなった
- (7) 「班長以上の役員会」の開催日は、資料には明記されず、6 月 24 日 19:00 北葛西コミュニティ会館で行うと、「口頭」で塚田さんが、報告
- (8) 「会長及び役員の任期は 2 ヶ年」の反対理由として、「5 年、10 年の表彰が受けられない」と塚田さんが回答
- (9) 「へえ、表彰されたいんだ。。」と外野の声
- (10) 「外郭団体」は、表現がおかしい。「寿会も青年会も皆 自治会員だ」という声も、塚田さん、小林さんは無視
- (11) 区からの表彰って、名誉なことかどうかは不明
- (12) むしろ、2 年交代で、どのように会を運営するかは、まったく議論されず、任期延長と自己保身だけの議論でした

4) 納涼盆踊り大会実行計画について（野上さん）

・ 納涼盆踊り大会実行委員・納涼盆踊り大会実施計画について

総会で決定した、会員、班長、役員の参加を推進します。

模擬店は公平性、透明性の確保から、募集方式を実施します。

【ポイント】

(1) 7月1日 定例会、7月7日説明会にて詳しく説明すると、説明、議論を回避

(2) 配布した資料は、1ページ目だけ読み上げ、残りは説明せず、資料を回収

5) 東部地区の意見交換会の事業計画について

6月9日（土）18:00-19:00 宇喜田十八軒自治会 会館

「宇喜田十八軒自治会」は、会員間の相互親睦を図り、融和と相互理解を深めことがこの自治会・会則の柱に挙げられている第での目的であります。本会はそれに沿って地域サービスの貢献を行って参りましたが、最近会員一部の方から自治会に対して幾つかの助言を頂いているところで有ります。自治会活動におきましては、情報伝達不足など必ずしも満足のいくものでなかったとのご批判を真摯に受けとめ、新会長の下、自治会改革を進めていくこととなりました。まずは会員皆様の声を聴きたく、意見交換会を東部として開催することとなりました。お忙しいことと思いますが、聞かれた自治会改革のためご協力を頂ければ幸いです。急ではございますが下記の日程で意見交換会を開催したいと存じます。近隣の会員の皆様にお声掛けを頂き、一人でも多くの参加をお願いできればと存じます。

6) 個人情報保護法の勉強会について

江戸川区に講師派遣で相談しています 講師派遣が決まれば勉強会を開催します

7) 宇喜田十八軒区民消火隊について 江戸川区の見解を報告

宇喜田十八軒区民消火隊に活動実態を自治会に報告するよう指示します。

その聞は、助成金の対象団体としての取り扱いは凍結します

8) 役員名簿について

副会長の担当部門が報告されました（2重構造）

2. 次回 自治会定例会

7月1日（日）19:00 十八軒自治会館

以上

○ 協議・確認事項

1. 自治会 助成申請

【助成申請の主旨】

平成29年度は、助成申請を提出しませんでした。過去これまで、宇喜田十八軒自治会の助成を受けてきました。

十八軒青年会が、宇喜田十八軒自治会傘下の団体であることから、平成30年度は、助成申請を提出し、助成を受けたいと思います。

2018年6月4日（月）付で、塚田さんに出したいと思います

2. 盆踊りへの参加

回収された暫定案通りだと、

・申し込出店数：1 団体・グループにつき 1 軒（テント 1 張分）までとします。

※今年は 5 軒分（テント 5 張分）を一般に募集します。

・出店者負担金（2 日間）：30,000 円／1 軒（1 軒分のスペース＝テント 1 張分（間口約 2.7m×奥行 3.6m）

・出店者の資格について：学校関係やグループとは次の要件を満たすものとします

構成員が 5 名以上でその構成員は過半数が町会内に在住、在勤又は在学していること。（なお、自治会員は構成員から除外します）★ つまり、自治会傘下の団体は参加できない

仮に、十八軒青年会が例年通りの出店には「90,000 円」の上納金が発生します

【ポイント】

90,000 円支払っても「盆踊り」に参加するかどうかを、今回、決めたいと思います

3. 水神宮 祭礼への参加

10 月 13 日、14 日に予定されています

子供たち向けに、「射的」などの模擬店を行うかどうかを決めていきたいと思います（急ぎません）

ポップコーンの無料配布もありかもしれません

4. 消防隊訓練

活動実態が、江戸川区に報告されていませんでした

自治会が江戸川区役所に問い合わせたようですが、「活動実績なし」とのことです

4 月、7 月、10 月、12 月に訓練をすることにしました

7 月は、放水訓練を行います

また、総会資料を作成し、総会を実施する方向で調整しています

5. 「第 28 回 地域の力で安全・安心まちづくり大会」協力依頼

平成 30 年 6 月 14 日（木）午後 7 時～9 時 葛西区民館 4 階ホール

【協力依頼内容】

場内整理、場外整理、駐車・駐輪場整理、記念品配付

16 名程度（場内 8 名、場外 4 名、駐車・駐輪場 4 名）

集合時間 場内整理 午後 6 時～午後 9 時（食事と記念品あり）

6. ソフトボール大会

キャプテン会議：5 月 31 日（木）

ふれあいソフトボール大会：6 月 17 日（日）

集合 8:00 開会式：8:30-8:50（★ スローピッチ）

第 1 試合 審判：9:00- 9:50 A 面

第 2 試合 試合：10:00-10:50 A 面 十八軒 vs 長島町

第 3 試合 審判：11:00-11:50 A 面

第 5 試合 試合：13:00-13:50 A 面 十八軒 vs スポレク

次回 青年会定例会

7 月 7 日（土）20:00 みかわやにて

